

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅の入居	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者であるパートナーのふたりのほか、その親・子は入居できます。(一部条件あり)	○			住宅課 0532-51-2600
地域優良賃貸住宅(高齢者型)の入居	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者であるパートナーのふたりは、年齢や所得要件など住宅入居基準に該当した場合、申し込みができます。	○		住民票が別々でも入居の申込はできますが、入居後は同居で同じ住民票にする必要があります。	住宅課 0532-51-2604
住民票の続柄の選択	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者であるパートナーのふたりは、住民票の世帯主との続柄を「縁故者」とすることができます。	○			市民課 0532-51-2279
住民票の交付請求	住民票同一世帯の愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、同一世帯員として住民票の写しの交付請求をすることができます。		○		市民課 0532-51-2272
死亡届の届出	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者はパートナーシップ及びファミリーシップにある方の死亡届の届出人として手続きを行い、火(埋)葬許可証の交付の申請をすることができます。		○	愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用にかかわらず、同居者であれば届出できます。	市民課 0532-51-2280

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
豊橋市災害見舞金条例による弔慰金の給付(火災・自然災害)	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者で、災害でパートナーシップ及びファミリーシップにある方を亡くした方に弔慰金を支給します。		○	婚姻関係や愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用に関係なく、被災者の葬祭を行う者が支給対象となります。	福祉政策課 0532-51-2355
個人情報の開示請求	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、亡くなったパートナーシップ及びファミリーシップにある方の個人情報の開示請求ができます。		○	死者の死に起因して、相続又は相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報(保険金請求者が被保険者の保険事故に係る情報の開示を請求する場合等)等、死者の個人情報が同時にパートナー及びファミリーシップの関係にある方の個人情報となる場合であると認められた場合に限りま	行政課 0532-51-2024
罹災証明の交付(火災)	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な場合、代理申請をすることができます。		○	婚姻関係や愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用に関係なく、り災物件の関係者であれば申請でき、その他の者であっても承諾書の提出があれば申請が可能です。	消防本部 消防救急課 0532-51-3101
罹災証明の交付(火災を除く)	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、火災を除く災害等により被害に遭われた方で証明書が必要な場合、代理申請をすることができます。		○	同居で同じ住民票の方のみに限りま	市民税課 0532-51-2197

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
空家利活用改修費補助金(新婚世帯)の申請	空家バンクに登録された空家を利活用する方に対して、空家の改修に要する費用の一部を助成します。愛知県ファミリーシップ宣誓制度の宣誓をして3年以内のパートナーは「一般世帯(補助率2分の1)」ではなく、「新婚世帯(補助率3分の2)」として申請ができます。また、18歳未満の子を扶養するパートナーは「子育て世帯(補助率3分の2)」として申請ができます。	○		婚姻関係や愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用に関係なく、空家の所有者若しくは購入者又は賃借人であれば申請できます。新婚世帯としての申請は、法律婚、豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度、愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用者が対象です。	建築物安全推進課 0532-51-2561
移住支援金の申請	移住支援金の申請について、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、パートナー同士が同居の場合は、2人以上の世帯の区分の金額を申請できます。		○	同居で同じ住民票の方のみ利用できます。	商工業振興課 0532-51-2437
生活保護の申請	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、パートナーシップ及びファミリーシップにある方と生計が同一の場合、生活保護の申請ができます。		○	判断基準は生計の同一の有無	生活福祉課 0532-51-2350
生活困窮者自立支援事業の相談	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、パートナーシップ及びファミリーシップにある方と、生活困窮者自立支援法に基づく相談ができます。		○		生活福祉課 0532-51-2313
要介護認定の申請	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、パートナーシップ及びファミリーシップにある方が代理で要介護認定申請ができます。		○	本人からの授権(健康保険証の受託等)が確認できれば代理申請が可能です。	長寿介護課 0532-51-3130 (東三河広域連合介護保険課) 0532-26-8463

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
金婚・ダイヤモンド婚(高齢者福祉大会)の申込	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、金婚(結婚50周年)・ダイヤモンド婚(結婚60周年)を迎えた豊橋市在住の夫婦と同様に豊橋市在住のパートナーも高齢者福祉大会にて祝詞を贈呈します。		○		長寿介護課 0532-51-2359
市民病院での面会 検査、手術などの治療方針の同意	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、市民病院での面会や検査、手術などの治療方針の同意ができます。		○	患者にとってのキーパーソンであることが条件です。	市民病院 医事課 0532-33-6236
消防団応援事業における豊橋市消防団員家族施設利用証	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者である消防団員と同居の家族は「全国消防団応援の店」「あいち消防団応援の店」「ほの国消防団・消防団応援事業」に登録した事業所等でのサービス利用や豊橋市内公共施設利用料が減免されます。		○	消防団員と同居の家族に限ります。	消防本部 総務課 0532-51-3106
パパママ子育て講座・幼児ふれあい教室への参加	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者で、パートナーとファミリーシップにある子がいる家族は、事実婚関係にあり、かつ同居している場合、講座への参加ができます。		○	パートナーのみでなく、子もファミリーシップであることの宣誓を必要とします。	子育て支援課 0532-51-2382
ライフアップセミナーへのパートナーとしての参加とセミナー実施時の託児の利用	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者でパートナーシップにある方は、夫婦・パートナーとして参加することが条件のライフアップセミナーに、パートナーとして参加できます。パートナーとファミリーシップにある子がいる家族はセミナー実施時に託児を利用することもできます。		○		市民協働推進課 0532-51-2188

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
放課後児童クラブの利用	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者がパートナーとファミリーシップにある子は、放課後児童クラブを利用でき、パートナーは「保護者」として迎えに行くことができます。		○		地域教育推進室 0532-51-2856
のびるんdeスクールの利用	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者がパートナーとファミリーシップにある子は、のびるんdeスクールを利用でき、パートナーは「保護者」として迎えに行くことができます。		○		地域教育推進室 0532-51-3141
小中学校での保護者としての出席等	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者はパートナーとファミリーシップにある子(小中学生)について、パートナーは「保護者」と同様の対応とし、生活環境調査票に保護者として記載、学校への迎え、保護者会の出席等ができます。	○			学校教育課 0532-51-2818
保育所・認定こども園・幼稚園等での保護者としての送り迎え・行事参加等	パートナーとファミリーシップにある子(園児)について、パートナーは「保護者」として、送り迎えや行事への参加等ができます。	公立保育所・こじかこども園・高山学園:不要		受理証明書等の提示の要否について、法人保育所・認定こども園・幼稚園等は各施設にお尋ねください。	保育課 0532-51-2315